

議案第102号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市市税条例の一部改正について（令和3年度税制改正分）

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の公布に伴うひたちなか市市税条例の一部改正の主な概要につきましては、次のとおりです。

個人住民税

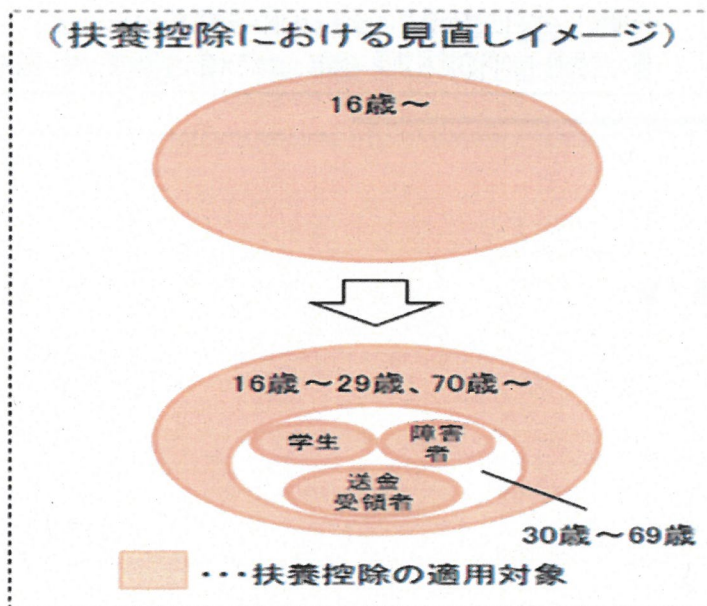
1. 個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し

令和6年1月1日施行

○「扶養控除」について、その対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた（令和2年度改正）ことに伴い、「個人住民税均等割・所得割の非課税限度額」についても、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする。

※30歳以上70歳未満の国外居住親族であっても、以下の者は「扶養親族」の対象となる。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者
- ③ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者



市税条例改正箇所：第24条第2項、第36条の3の3第1項、付則第6条第1項

2. 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の延長

令和4年1月1日施行

○セルフメディケーション税制の適用期限を令和9年度まで延長する。

【セルフメディケーション税制の概要】

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。

（※1） 特定健康診査，予防接種，定期健康診断，健康診査，がん検診

（※2） 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

（注） 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

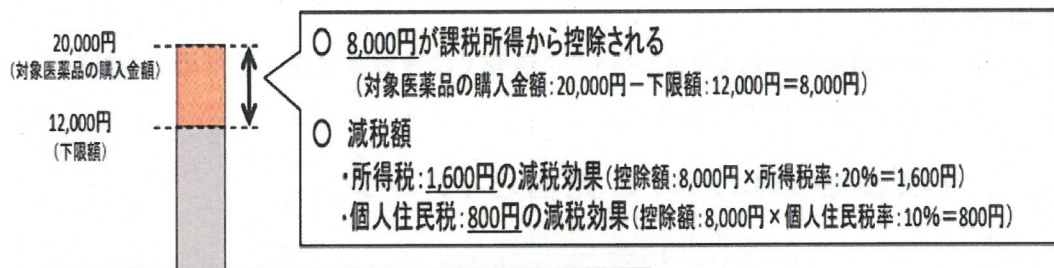
○ スイッチOTC医薬品の成分数：88（令和3年1月4日時点）

- 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬

（注） 上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない

本特例措置を利用する時のイメージ

○ 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



市税条例改正箇所：付則第7条

令和3年9月28日

ひたちなか市議会

議長 鈴木 一成 殿

総務生活委員会

委員長 武 藤 猛

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 企画行政について
- (2) 行財政改革について
- (3) 税務行政について
- (4) 市民生活行政について